

**「地方自治体における情報システム（生活保護）の標準化等に向けた調査研究」
有識者検討会（第2回）の議論の進め方及び主要論点**

第2回検討会の対象事務

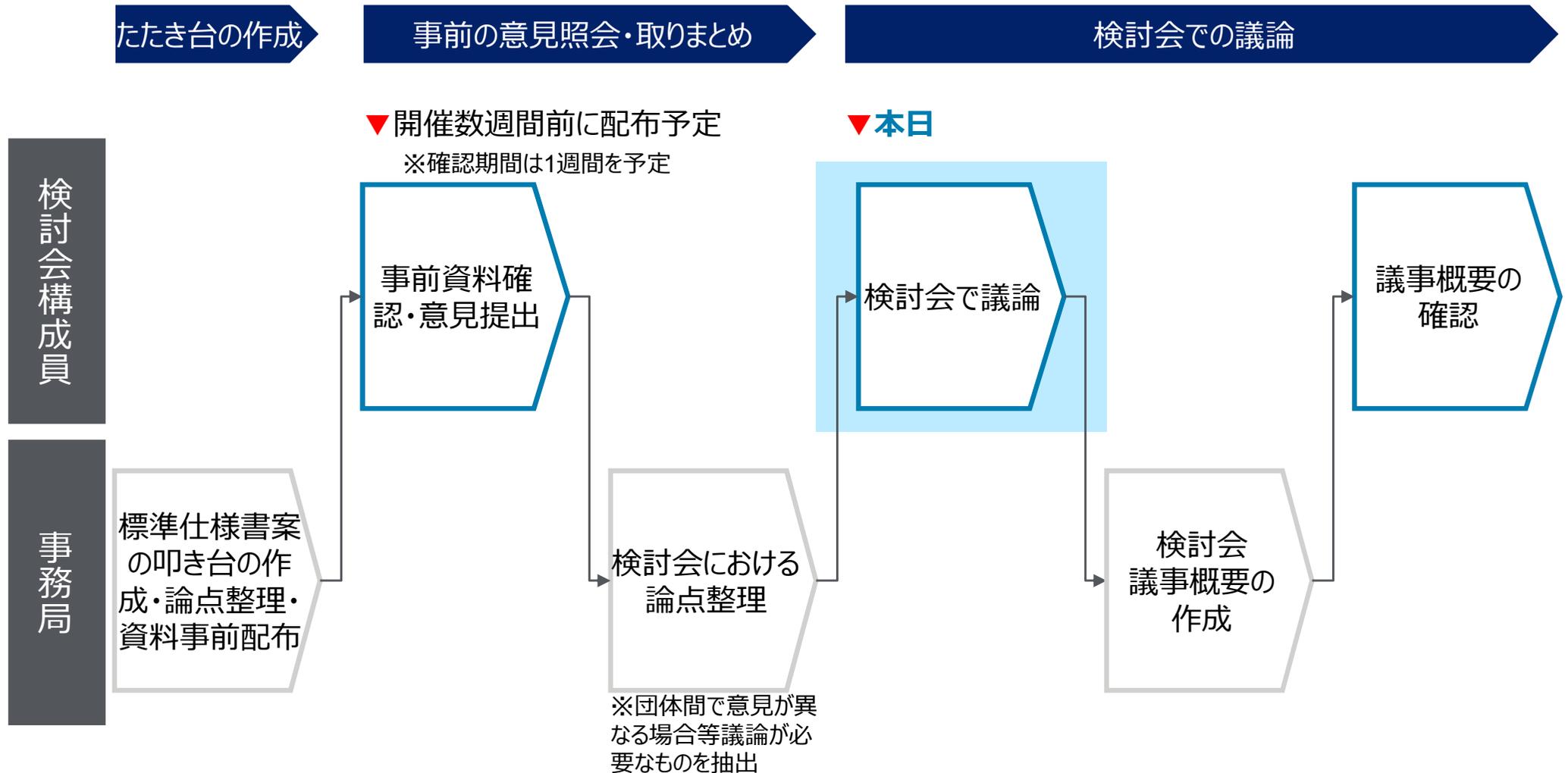
下記11の事務に関する内容を本日協議予定。

No.	事務Lv.1	事務Lv.2	説明
1	生活保護申請・決定（変更等含む）	面接相談	・要保護者からの相談に応じ、必要な説明・助言指導を行う。要保護者が保護の開始申請を行う場合、申請書の交付を行い、相談・面接内容を記録する。
2		保護の開始申請受付及び訪問調査	・要保護者等から提出された申請書等を確認し、受け付ける。 ・申請書等の受理後、訪問調査を行う。
3		検診命令	・保護の要否または程度の決定にあたり稼働能力の有無に疑いがあるとき等の一定の場合に、要保護者の健康状態等を確認するため、検診命令書を発行し、検診結果を受理する。
4		29条調査（金融機関調査）	・生活保護法第29条に基づき金融機関について資産、収入に関する調査（本店等一括照会または支店に別々に照会）を行う。
5		29条調査（金融機関以外の関係機関（生命保険、自動車、年金等）調査）	・生活保護法第29条に基づき実施する金融機関以外の関係機関についての資産、収入に関する調査。（生命保険、自動車、年金等）
6		29条調査（金融機関以外の関係機関（資産、その他）調査）	・生活保護法第29条に基づき実施する金融機関以外の関係機関についての資産、収入に関する調査。（固定資産税、個人住民税、児童扶養手当等）
7		扶養能力調査	・要保護者の親族把握のため、戸籍謄本等の交付を関係自治体に依頼する。 ・受領した戸籍謄本等を踏まえ、扶養義務者について、扶養の可能性を調査する。
8		保護開始の要否判定及び処分	・最低生活費と収入充当額の対比によって保護の要否及び程度を判定し、保護の開始または却下・取下げを決定・通知する。
9		保護変更	・被保護者等から提出された申請書や収入申告書等を確認し、受け付ける。 ・申請書や収入申告書等の受理後保護変更に関する決定を行う。
10		保護停止・廃止	被保護者の世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等や定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等や死亡、失踪等により保護を要しないと判断される場合、保護の停止または廃止を行う。
11	ケースワーク	課税調査	・毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、他課の協力を得て、被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施する。

事前意見照会結果を踏まえ、ツリー図の文言を変更していることに留意。庁内、庁外で記載を分けていたが、都道府県と市区町村で庁内、庁外の考え方が異なることから、文言の見直しを実施。

検討会における議論の進め方

第2回検討会の事前意見照会の内容を踏まえ、事務局にて整理した論点に沿って議論を予定。



前提：事前意見照会（第2回検討会）結果の対応方針

事前にいただいた意見は下記の方針に沿って整理。本日配布している各種たたき台資料はすでに意見を整理し、反映後の資料を配布。

意見カテゴリ	対応方針
業務フロー	<ul style="list-style-type: none"> システム外作業に対するフローへの追加意見は基本的には対応なしとさせていただき原案のとおりとしています。今回お示しする業務フローは参考扱いとなるため、当該方針に沿って整理しています。 ただし、事務局案として示したフローのうち、団体によっては誤解が生じる恐れ（例：都道府県に配慮した記載がなされていない等）や制度と照らし合わせ誤解が生じる恐れがあればフローの文言表現やフロー上の「作業」自体を追加するように見直しています。
共通	<ul style="list-style-type: none"> 追加意見をいただいたもののうち、既に要件として反映されていると判断できるものは、対応なしと整理させていただいています。 追加意見（現状実装されているという理由による追加意見（例：管理項目の追加、機能要件の追加等））があった場合は、各団体の業務継続性や現状のパッケージベンダーの実装を勘案して整理を行っています。基本的にはオプション機能として整理し、複数団体から同様の意見があり、円滑適正な事務を遂行する観点から最低限必要と考えられるものについては、必須機能として整理させていただいています。 追加意見のあった帳票（新規システム化帳票意見も含む）については、定義している他の帳票で代用できないかの比較検討等、レイアウト提供や属性等詳細な情報を得ながら追加可否について慎重に検討する必要があるため、まずは今後のバージョンアップの中で整理していく方針とさせていただきます。
機能要件	<ul style="list-style-type: none"> 詳細設計レベルで検討する内容の意見については、対応なしと整理させていただいています。機能要件を取りまとめるにあたり、機能要件は要件定義レベルでの記載粒度で整理する方針のため、当該方針に沿って整理しています。 また、標準仕様書1.0版は令和4年8月に公表予定であり、これに向けて今年度中に取りまとめが必要となることから、現状実装している要件を基に整理する方針とさせていただき、現状実装されていない機能に対する意見（機能改善・新規機能の要望等）については一律申し送りとさせていただき、今後の標準仕様書のバージョンアップ検討の中で検討していく方針として整理させていただいています。また、共通機能側で整理するのが望ましいと判断される機能や昨年度の調査研究において調査協力をいただいた独自開発自治体の要件を踏まえ事務局が示した機能要件のうち詳細が不明とベンダーから意見が出ているものについては、どのベンダーも実装対応が難しいと考えられるため、標準仕様書案からは削除するように整理させていただいています。
帳票要件	<ul style="list-style-type: none"> 追加すべき帳票として受領した意見のうち、「<u>XX一覧表</u>」といった内部管理・確認用の各種一覧の帳票については、機能要件として「<u>XX情報を一覧で確認できること。</u>」とし、<u>実装方法は問わない方針</u>で整理しています。一覧画面での表示や一覧帳票・CSV等のデータでの出力等さまざま考えられますが、運用に応じた適切な方法により一覧形式での確認ができれば運用に大きな支障は発生しないと思われるため、また、他業務における整理も踏まえ、このように整理しています。よって、事務局案として事前意見照会時に示している内部帳票のうち、各種一覧の帳票を含めているものは一律削除し、機能要件側で整理しています。本来であれば詳細な抽出条件を示すのが望ましいと考えておりますが、自治体ごとに抽出したい条件が異なる場合があり、また、すべてのケースに対応するのは困難であることから、「<u>XX情報を一覧で確認できること。</u>」と整理させていただいています。
連携要件・データ要件・画面要件等	<ul style="list-style-type: none"> データ要件、連携要件、画面要件に係る意見がある場合、<u>データ要件、連携要件については、本検討会の対象からは外れる</u>ため、デジタル庁の検討を踏まえた調整となることにご留意ください。（データ管理項目の追加意見については反映しているが、今後の調整となることに留意。） <u>画面要件に関するご意見については、ベンダーの創意工夫の範囲とする方針のため、標準仕様書内には含めない整理</u>とさせていただいています。 第2回検討会対象事務以外に対する指摘は今回は対応なしとさせていただき、対象の回のたたき台を作成するにあたって考慮します。

各種たたき台資料に関する論点・留意点の記載個所及び議論の進め方

事前意見照会結果を踏まえ、機能要件（たたき台）、帳票要件（たたき台）の順で議論を進めさせていただく。本日も議論いただきたい論点は本資料内にもあるため、必要に応じて各たたき台をご参照いただきたい。

議論の進め方

業務フローの
論点に関する議論

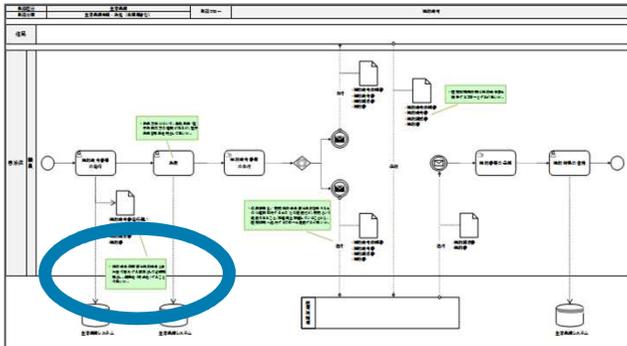
個々の事務の
機能の論点に関する議論

個々の事務の
帳票の論点に関する議論

※事前意見照会結果を踏まえ
事務局より付議する論点は無いため省略

論点記載個所

業務フロー（たたき台）



論点・留意点
記載個所

機能要件（たたき台）

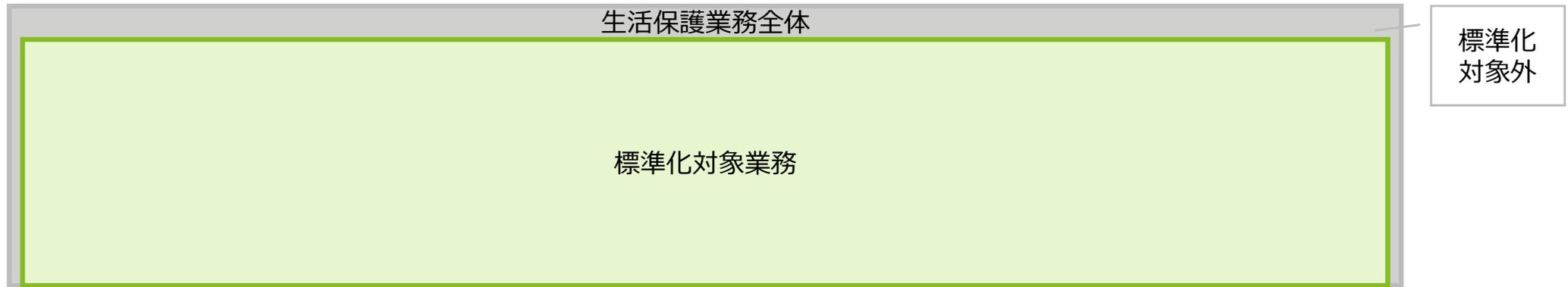
論点・留意点
記載個所

帳票要件（たたき台）

論点・留意点
記載個所

機能要件・帳票要件種別の位置付け

ご議論いただくにあたり、前提となる要件種別の考え方は下表のとおり。



要件種別		要件種別の位置づけ (対ベンダー)	自治体への影響
標準化 対象業務	実装すべき機能・帳票 (必須機能・帳票)	標準機能として実装必須。	すべての機能を利用できる。
	実装してもしなくても良い機能・帳票 (オプション機能・帳票)	実装任意。	ベンダーが実装している場合は、利用できる。
	実装しない機能・帳票 (実装不可機能・帳票)	実装不可。	実装されていないため、利用できない。

機能要件・帳票要件に係る主な論点

事前意見照会結果を踏まえ、下記の論点について協議を実施させていただきたい。
そのほか構成員の方より議論したい点があれば、ご発言をお願いしたい。

機能要件

- ① 初回訪問（面談内容の実態調査）予定登録機能について
- ② 保護費の自動計算機能について
- ③ 課税調査に係る機能要件の種別について



黄色塗りつぶし箇所参照

帳票要件

- ① 要（被）保護者から提出いただく帳票の氏名、住所の印字について



黄色塗りつぶし箇所参照

機能要件に関する主な論点① ※機能要件（たたき台）の黄色塗りつぶし箇所

事前意見照会結果を踏まえ、下記の論点について協議を実施させていただきたい。

機能要件

● 初回訪問（面談内容の実態調査）予定登録機能について

- ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、保護申請書を受理後の初回訪問の日付を登録・管理できることが自治体の実務上、どのような効果が見込めるのか不明という意見を受領しており、効果が見込めない場合は不要な機能・業務として削除するが良いか。

【該当機能要件】

- ・「要保護者への初回訪問日を登録・修正・削除・照会できること」

機能要件に関する主な論点② ※機能要件（たたき台）の黄色塗りつぶし箇所

事前意見照会結果を踏まえ、下記の論点について協議を実施させていただきたい。

機能要件

- **保護費の自動計算機能について**

- ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、保護費の計算機能について次頁のとおり実装必須、オプションの機能を整理するが良いか。

機能要件に関する主な論点② ※機能要件（たたき台）の黄色塗りつぶし箇所

黒字：必須 | 青字：オプション

※下記は「保護開始の要否判定及び処分」、「保護変更」事務内の該当する機能要件を列举

- 被保護者の世帯情報、個人情報及び収入情報を入力することにより、基準額、日割計算(期末一時扶助を除く)、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の自動計算ができること。
- 1. 別居している者の生活扶助二類の計算できること。
- 2. 多人数世帯における I 類額の逓減率計算できること。
- 3. 救護施設入所者の入退所の日割計算できること。
- 4. 施設入所者の生活扶助基準級地の自動設定・計算できること。
- 5. 住宅扶助は実際家賃と設定額の両方を管理し、実際家賃から認定額を自動計算・手修正できること。
- 6. 家賃、一時扶助などの限度額があるものについては、保護決定時に限度額のチェックができること。
- 7. 教育扶助認定の給食費は学校/学年単位に12カ月それぞれの月に基準額を設定できること。
- 8. 同時認定が許可されていない内容については、論理チェック機能にて事前にチェックができること。
- 9. 介護保険料を代理納付する場合、収入充当を行わない、あるいは、収入充当順位を下げ代理納付を優先することができること。
- 10. 技能習得手当については、生業扶助（技能習得費）に収入充当ができること。
- 11. 生活保護法による各種日割り計算に対応できること。
- 12. 1ヶ月内での入退院、入退所の日割り計算に対応できること。
- 13. 本人支払額が発生している世帯には、一括で本人支払額の認定、変更が行えること。
- 14. 個人に対し複数の就労収入、就労形態（常勤、不安定就労など）及び就労日数を登録できること。
- 15. 3か月分の収入額・交通費・社会保険料・雇用保険料の平均値計算できること。
(月ごとの実額を入力し算出)。
- 16. 就労形態（常勤、不安定就労など）や就労日数も登録・修正・削除・照会ができること。
- 17. 就労収入の複数月平均を計算する際には、月ごとの実額を入力し算出できること。
- 18. 賞与認定において、分割して認定ができること。また、分割した額をあらかじめ登録・修正・削除・照会ができ、額が変更となる場合、自動的に認定変更ができること。
- 19. 加算の重複調整は自動でできること。
- 20. 一時扶助の認定上限額のチェックができること。また、一時扶助の業者払いができること。
- 21. 通常の保護決定の収入充当・自己負担金・日割り計算などに全く影響のない、独立した一時扶助の認定が行えること。
- 22. 実費控除については、世帯員単位に設定ができること。
- 23. 保護決定計算時に、生活保護法で同時認定が許可されていない内容などについては、論理チェック機能にて事前にチェックができること。
- 24. 家賃、一時扶助などの限度額があるものについては、保護決定時に限度額のチェックができること。
- 25. 未成年者控除や、基礎控除の一人目、二人目などが正しく入力されるよう、事前にチェックが行えること。
- 26. 最低生活費からの余剰収入は翌月以降への収入充当とすることができること。
- 27. 世帯における医療機関あるいは介護機関、または入所施設事務費への優先順位を設定できること。
- 28. 基準生活費を選択（居宅、施設、入院等）でき、選択されたコードで一類と加算額、二類、冬季、期末一時扶助額が認定できること。
- 29. 入院患者の外泊時の生活費が自動計算できること。
- 30. 居宅ケースと認知症グループホームの場合、それぞれに一類・二類を計上し、自動計算することができること。
- 31. 冬季加算特別基準の該当世帯について設定でき、自動認定できること。
- 32. 個人に対し複数の年金・手当・給付金・加算をそれぞれ登録できること。
- 33. 他法情報から障害者加算等の認定を自動計算・手修正できること。また、年金と障害者手帳の比較による加算認定が他法情報による照会から自動計算・手修正できること。
- 34. 保護施設起案について、月ごとの算定した保護費を相殺しないようにできること。
- 35. 保護施設を設定することで、該当する保護施設の単価額が自動反映されること。また、月の途中（1日以外）で削除しても日割り計算されずに満額認定されること。
- 36. 日常生活支援住居施設の認定および日割り計算が自動計算できること。
- 37. 一類・二類、教育費について自動計算とは別に個別に追加で認定額を設定できること。
- 38. 共益費の設定及び共益費の代理納付の設定ができること。
- 39. 実際家賃について、簡易宿泊所の日額認定ができること。
- 40. 入院・入所による保護費の累積に伴う一時的な支給停止処理ができること。
- 41. 住宅限度額の適用内容（一般基準、単身床面積別基準、特別基準、経過措置（期限あり・なし）、大学世帯分離のため減額しない者）について登録することができること。

機能要件

機能要件に関する主な論点③ ※機能要件（たたき台）の黄色塗りつぶし箇所

事前意見照会結果を踏まえ、下記の論点について協議を実施させていただきたい。

機能要件

● 課税調査に係る機能要件の種別について

- ✓ 事前意見照会の結果を踏まえ、課税調査をシステム化していない自治体もあるが、業務負荷軽減の観点から標準仕様とする。ただし、機能要件の要件種別について必須とすべきか否かについては意見が分かれており、自治体によっては実装が難しいところもあるといった意見がベンダー側からあったことも踏まえて、オプションとして位置づけることでどうか考えるが、この点についてご意見いただきたい。

【該当機能】

- 課税情報の取り込みに係る機能
 - ・ 所得連携データをシステムに取り込むことができること。
 - ・ 調査対象期間の年月を指定する事により、収入状況が確認できること。
 - ・ 収入申告額と課税の状況の突合ができること。
 - ・ 比較した差分情報について、一覧で確認できること。
- 調査結果登録に係る機能
 - ・ 個人住民税システムと生活保護システムにおいて保有するデータの突合結果を、自動または手動で登録・修正・削除・照会できること。
- 突合結果の確認に係る機能
 - ・ 突合結果の情報について、一覧で確認できること。
 - ・ 修正申告によって賦課（所得）変更となった場合、月ごとの差分についても一覧で確認できること。

帳票要件に関する主な論点①

事前意見照会結果を踏まえ、下記の論点について協議を実施させていただきたい。

帳票要件

■ 要（被）保護者から提出いただく帳票の氏名、住所の印字について

- ✓ 意見照会の結果を踏まえ、システム帳票として扱っていただきたい意見が多数あるため、システム帳票とするが、住所の印字まで不可としなくても良いのでは無いかという意見もあり（字を書くのが不自由の方もいるため、住民、職員双方の負荷が高まる恐れがあるという意見）、自署を必須として住所の印字はシステム上選択できるようにすることで良いか。

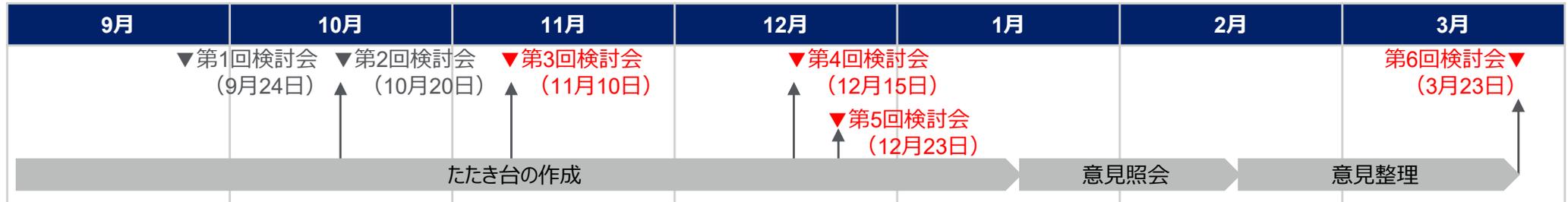
【第2回検討会のテーマに係る対象帳票】

- 保護申請書
- 収入申告書
- 資産申告書
- 同意書
- 給与証明書
- 住宅補修計画書
- 生業計画書
- 家賃・間代・地代証明書
- 葬祭扶助申請書
- 自立計画書
- 公営住宅委任状
- 代理納付委任状
- 登記事項証明書・閉鎖謄本・抄本申請書
- 保護変更申請書
- 就労自立給付金申請書

- ✓ また、要（被）保護者から提出いただく帳票は今後の検討においてもすべて自署を必須として住所の印字はシステム上選択できるようにするが良いか。

今後の検討会スケジュール

第3回検討会以降の日程は下記のとおり。



	第1回検討会	第2回検討会 (本日)	第3回検討会
開催時期	2021年9月24日	2021年10月20日AM	2021年11月10日14時-17時
検討会の目的・ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 検討の目的、進め方についての関係者の認識共有・合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治体・ベンダーに意見照会する標準仕様書案の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治体・ベンダーに意見照会する標準仕様書案の合意形成
議事 (想定)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開催要領 2. 背景・目的 3. 今後の進め方 4. たたき台作成方針 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務フロー、機能要件、帳票要件に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護申請・決定 (変更等含む) 2. 「日常生活支援住居施設の対象者選定のためのシステムに関する調査研究事業」について 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務フロー、機能要件、帳票要件に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースワーク
		意見照会開始▼	▼意見照会終了・意見対応の実施
	第4回検討会	第5回検討会	第6回検討会
開催時期	2021年12月15日9時-12時	2021年12月23日9時-12時	2022年3月23日9時-12時
検討会の目的・ゴール	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治体・ベンダーに意見照会する標準仕様書案の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 意見照会を行う標準仕様書案の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 意見照会結果及び対応方針に関する合意形成 ■ 残課題 (発生時)・次年度への申し送り事項に関する合意形成
議事 (想定)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務フロー、機能要件、帳票要件に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助 ・ 介護扶助 2. レセプト管理システムに関する協議 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務フロー、機能要件、帳票要件に関する協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理 ・ 返還金・債権管理 ・ 共通機能 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治体への意見照会結果 2. 標準仕様書案 3. 次年度への申し送り事項

※1

※1

※1 帳票項目、レイアウトに関する協議も予定。